

## 平成30年分所得税及び復興所得税の確定申告 平成31年度町県民税申告相談のご案内

### ◆ 所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要な人

- 給与の年収が2,000万円を超えている人
- 年末調整された給与のほかにアルバイト収入や農業所得などの合計が20万円を超える人
- 個人事業者や農業・不動産所得のある人、土地や建物を売った人などで所得税額が発生する人
- 公的年金等の所得金額から所得控除を差し引くと残額がある人（公的年金等の収入金額が400万円以下で、年金以外の所得が20万円以下の人は確定申告が不要です）

### ◆ 島田税務署の確定申告会場・期間等

**会場名：**島田市地域交流センター歩歩路（ぼぼろ）多目的ホール（島田市本通三丁目6番の1）  
**※ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。**  
 ※開設期間中は島田税務署での確定申告の相談はしておりませんのでご注意ください。  
 ※確定申告書へマイナンバーを記載し、本人確認書類の写しを添付する必要があります。  
 ※税務署から郵送された確定申告書及び確定申告のお知らせハガキ等を持参してください。  
**開設期間：**2月18日(月)から3月15日(金)まで（土・日は除く）  
**開設時間：**午前9時から午後5時まで（受付終了時間 午後4時）  
 ※会場の混雑の状況により、受付を早めに終了する場合があります。

**申告と納税は 所得税及び復興特別所得税、贈与税の申告と納税は 3月15日(金) まで  
 正しくお早めに 消費税及び地方消費税の申告と納税は 4月1日(月) まで**

### ◆ 無料税務相談所 ※昨年の確定申告書等の控え、確定申告のお知らせハガキを持参してください。

**会場名：**島田市立金谷公民館（みんくる内）2階集会室（島田市金谷代官町3400）  
**開催日：**2月27日(水)  
**開設時間：**午前9時30分から午後4時まで（正午から午後1時までを除く）

### ◆ 住宅借入金等特別控除確定申告事前説明会

平成30年中に新築・増築された方には、日時と会場の案内が役場税務住民課から通知されます。  
 島田税務署職員が申告書の作成から提出までの指導を行いますので、必ず必要書類（登記事項証明書や契約書写等）を持参してください。

**会場名：**島田市地域交流センター歩歩路（ぼぼろ）多目的ホール（島田市本通三丁目6番の1）  
**開催日：**2月14日(木)・15日(金)  
**開設時間：**午前9時30分から午前11時30分まで、午後1時30分から午後3時30分まで

### ◆ 電話相談センターの活用

土地建物・株式等の譲渡、消費税、相続税、贈与税に関する相談については、まず島田税務署（37-3121）へお電話をおかけいただき、自動音声案内に従って番号「1」を選択していただくと「島田税務署」につながりますのでご利用ください。

また、確定申告に関する相談については、自動音声案内に従って番号「0」を選択していただくと、「確定申告電話相談センター」につながりますのでご利用ください。

### ◆ 各地区の相談日 ○町職員が申告相談を行います。

全会場、午前9時から正午、午後1時から午後3時受付分まで行います。  
 ※正午からの1時間は申告相談を行いません。

**指定日は対象地区を優先して相談を行いますが、午後の受付時間であれば対象地区以外についても相談を行います。**

日曜日の申告相談（町全域）は午前9時から正午受付分までとなります。指定日に都合がつかない方は、この機会をご利用ください。

3月1日(金) および4日(月) は島田税務署職員も対応します。消費税の申告や平成29年以前の申告等の相談はこの機会をご利用ください。

【2月の相談会場】				【3月の相談会場】			
実施日	会場	対象地区	備考	実施日	会場	対象地区	備考
2月18日(月)	奥泉地区集会場	大間・接岨・奥泉・大谷		3月1日(金)	北部地域振興センター(総合支所) 2階会議室	千頭東・上岸・前山・田代・柳三	島田税務署職員対応
2月19日(火)	山村開発センター 2階 大会議室	久野脇		3月2日(土)			
2月20日(水)		徳山1-20班		3月3日(日)		全地区対象	午前のみ
2月21日(木)	徳山コミュニティ防災センター	徳山21-33班・藤川1-4班		3月4日(月)		上長尾・高郷	島田税務署職員対応
2月22日(金)		藤川5-21班		3月5日(火)	山村開発センター 2階 大会議室	田野口	
2月23日(土)				3月6日(水)		下長尾・久保尾	
2月24日(日)	山村開発センター 2階 大会議室	全地区対象	午前のみ	3月7日(木)		八中・梅高	
2月25日(月)		沢間・桑野山・坂京・洗富小幡		3月8日(金)		瀬平・水川	
2月26日(火)		小長井・平栗		3月9日(土)			
2月27日(水)	北部地域振興センター(総合支所) 2階会議室	青部・崎平		3月10日(日)	北部地域振興センター(総合支所) 2階会議室	全地区対象	午前のみ
2月28日(木)		千頭西・寺馬		3月11日(月)	下泉高齢者コミュニティセンター	下泉・壱町河内	
				3月12日(火)		地名	
				3月13日(水)	北部地域振興センター(総合支所) 2階会議室	全地区対象	
				3月14日(木)	山村開発センター 2階 大会議室	旧中川根地区対象	
				3月15日(金)		旧本川根地区対象	

<注意> 申告に係る書類を会場に持ち込むため、この期間役場では申告相談は出来ません。

### 【申告期間】

**2月18日(月)から3月15日(金)**  
**必ず期限内に申告をしてください**

相談日等に関するお問い合わせは…

**税務住民課 ☎(56)2223**

### ※ 介護保険の要介護認定を受けている場合、障害者控除の適用となる場合があります！

介護保険の要介護認定を受けている場合、身体障害者手帳や療育手帳等を持っていない場合でも、確定申告において障害者（特別障害者）控除の対象となる場合があります。対象となるかは、毎年12月31日現在の自立度、認知度の程度によって決まります。

控除は、申請により町が発行する認定書を確定申告の際に提出することで受けられます。前年に控除を受けられた方も、今回控除を希望する場合には再度申請が必要となりますのでご注意ください。

認定書の申請は、高齢者福祉課または総合支所窓口業務室にて随時受付を行っています。ご不明な点はお問い合わせください。

【問】 高齢者福祉課長寿介護室 ☎(56)2234  
 総合支所窓口業務室 ☎(58)7070